

第6章 廃棄物

第1節 一般廃棄物

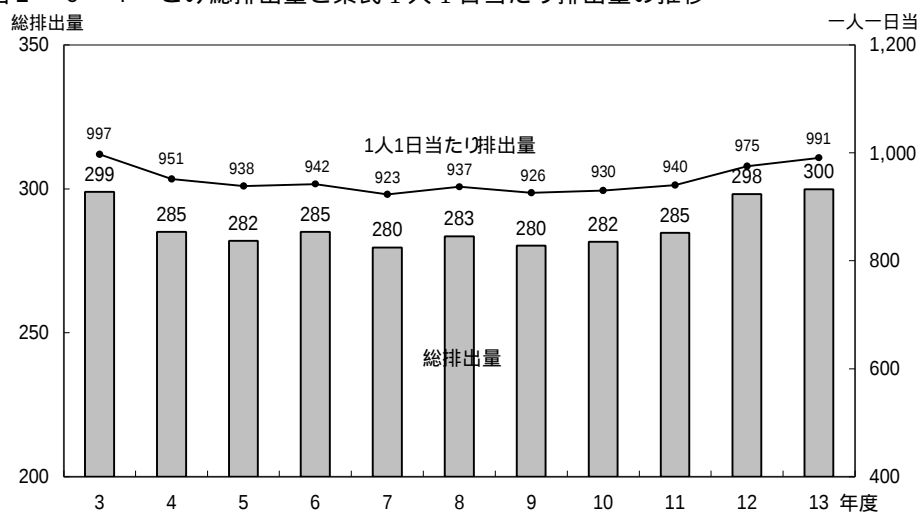
1 ごみの排出量

平成13年度における県内のごみの総排出量は約30万tであり、平成12年度（約29万8千t）と比較して約2千t増加した。平成3年度の29万9千tをピークに平成4年度から減少傾向を示し、概ね横ばいで推移してきたが、平成10年以降増加に転じている。

これは、ダイオキシン類問題をきっかけとした小型焼却炉の使用自粛や、野焼きの禁止等により、これまで自家処理されていたものが市町村のごみ収集に出されるようになったことが大きな原因と考えられる。

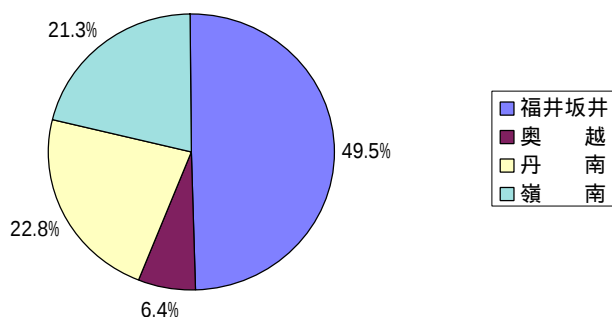
県民1人1日当たりのごみの排出量は991gであり、平成12年度（975g）と比較すると16g増加した。傾向は、総排出量と同様である。（図2-6-1）

図2-6-1 ごみ総排出量と県民1人1日当たり排出量の推移



また、ブロック別では、福井坂井ブロックが最も多く、14万8千tで総排出量の50%を占めている。次いで、丹南ブロック6万8千t（23%）、嶺南ブロック6万4千t（21%）、奥越ブロック1万9千t（6%）である。（図2-6-2）

図2-6-2 ブロック別ゴミ排出量



2 ごみの処理状況

市町村（一部事務組合を含む）では、通常、収集されたごみを、焼却、破砕、資源化等の中間処理をしたうえで、その残渣などを埋立て処分している。

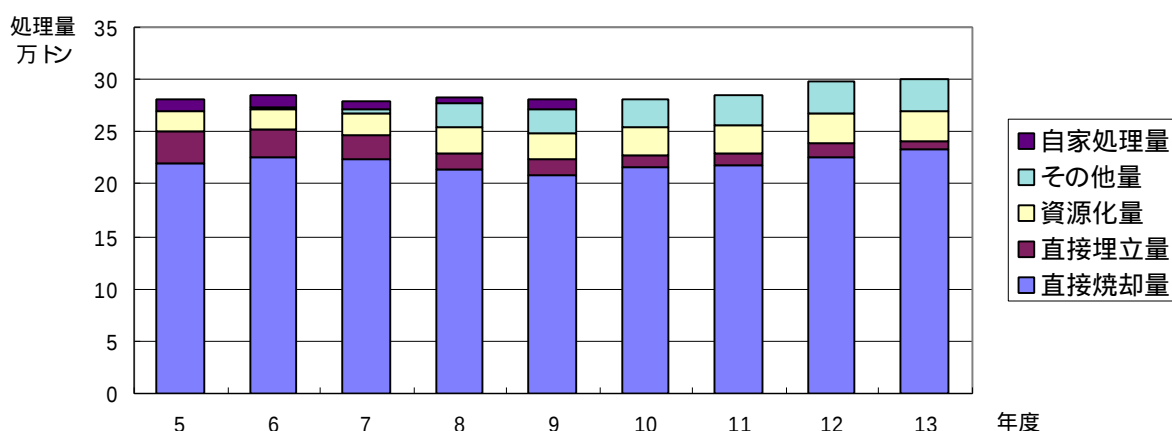
ごみの減量処理率（処理・処分されたごみに対する焼却・破砕・資源化等の中間処理を行ったごみの割合）は 97.5%（12 年度 96.1%）となっており、中間処理によるごみの減容化が中心となっている。

中間処理されたごみ（29 万 2 千 t）のうち、直接焼却された割合は 79.9%となっている。また、焼却以外の中間処理（破砕・選別による資源化等）の割合は 20.1%となっている。

一方、直接埋め立てされるごみの量は約 1 万 8 千 t（平成 12 年度 1 万 2 千 t）で、割合は 2.5%となっている。また、焼却残さ等の埋立てを合わせた埋立総量は 4 万 5 千 t となっており横ばい傾向を示している（12 年度 4 万 9 千 t、11 年度 4 万 9 千 t）。

（図 2 - 6 - 3、資料編表 8 - 10）

図 2 - 6 - 3 処理別ごみ処理の推移



3 リサイクルの状況

平成 13 年度に、市町村において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は 2 万 9 千 t となっており、平成 12 年度（2 万 8 千 t）と比較して約 1 千 t 増加している。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は 2 万 5 千 t（12 年度 2 万 5 千 t）である。市町村における資源化と集団回収を併せた 5 万 5 千 t がリサイクルにまわされており、リサイクル率は 16.8%となっている（12 年度 16.8%）。ごみ排出量が増加傾向にある中で、県民のリサイクルに対する取組みは進んでいるものの、リサイクル率の伸びは低下してきている。（表 2 - 6 - 4 ~ 5、図 2 - 6 - 6）

表 2 - 6 - 4 資源化量の推移

（単位：千 t）

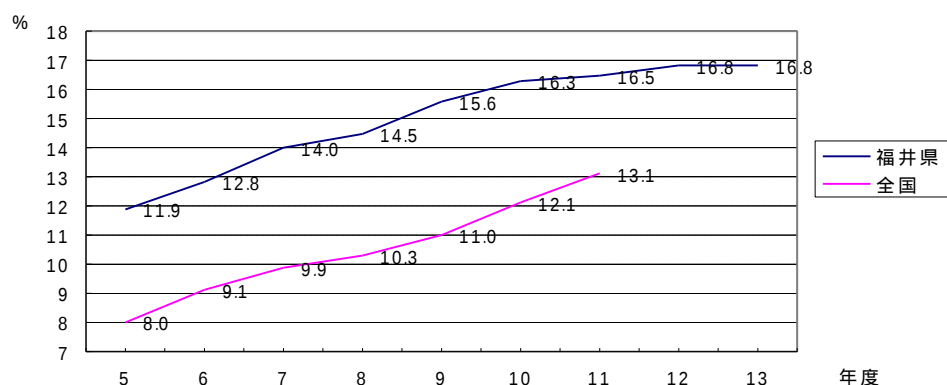
年 度	6	7	8	9	10	11	12	13
資源化量	20	22	24	25	26	27	28	29

表 2 - 6 - 5 集団回収量の推移

（単位：千 t）

年 度	6	7	8	9	10	11	12	13
集団回収量	17	19	19	21	23	24	25	25

図 2 - 6 - 6 リサイクル率の推移



4 廃棄物処理施設の状況

市町村では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置している。

平成 13 年度末現在、ごみ焼却施設は 14 施設設置されており、処理能力は 1,112 t / 日となっている。また、一般廃棄物最終処分場は 15 施設設置されており、残余容量等を考慮しながら計画的に新しい施設の整備が進められている。

5 焼却施設からのダイオキシンの排出状況

市町村が設置するごみ焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度は、平成 13 年度に行った実態調査の結果、緊急対策が必要とされる基準 (80 ng - TEQ/Nm³) を超えた施設はなかった。

また、平成 14 年 12 月 1 日から適用される排出基準を達成していない施設については、改良工事を完了したほか、小規模の施設をもつ町村は、その使用を取り止め、近隣自治体に処理を委託している。(表 2 - 6 - 7)

表 2 - 6 - 7 ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度 (平成 13 年度実績)

設置主体	施設名	能力 (t/日)	炉形式	ダイオキシン類濃度 (ng - TEQ/Nm ³)	H14.12 から適用 される基準値 (ng - TEQ/Nm ³)
福井市	クリーンセンター	345	全連	2.94	1
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	清掃センター	222	全連	0.29	5
大野市	クリーンセンター	50	機バ	0.19	5
和泉村	清掃センター	6	固バ	3.80	10
南越清掃組合	第 1 清掃センター	100	准連	0.90	5
	第 2 清掃センター	30	機バ	0.86	5
鯖江広域衛生施設 組合	鯖江クリーンセンター	120	准連	0.33	5
敦賀市	清掃センター	100	准連	47.00	5
美浜・三方環境 衛生組合	美方清掃工場(*)	30	機バ	3.90	10
小浜市	清掃センター	56	准連	0.01	5
上中町	環境美化センター	6	固バ	16.00	10
名田庄村	清掃センター	3	固バ	1.80	10
高浜町	清掃センター	30	准連	41.00	10
大飯町	エコターミナル	14	機バ	1.24	10

(注) ng : ナノグラムと読む。1 ナノグラムは 10 億分の 1 グラム

TEQ : 毒性等量。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性が異なる。異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8 - TCDD の毒性を 1 とし、各異性体の毒性を毒性等価係数により換算した量

Nm³ : N は ノルマル と読む。0 、1 気圧の状態の気体の体積

(*) 美浜三方環境衛生組合は、平成 14 年 12 月 1 日ガス化溶融炉共用開始。22 t / 日

第 2 節 産業廃棄物

1 県内発生状況

(1) 県内総発生量

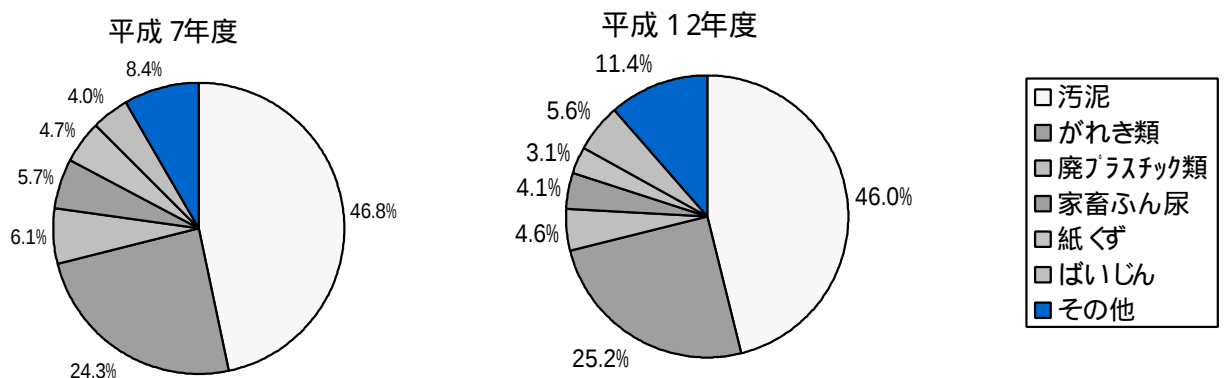
平成 12 年度に本県で発生した産業廃棄物は 3,530 千 t であり、平成 7 年度の 2,911 千 t と比較すると、約 1.2 倍に増加した。

(注) 産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施している。調査は 5 年ごと実施しており、直近のデータは、平成 12 年度値である。

(2) 種類別発生量

産業廃棄物の発生量を種類別にみると、汚泥の発生量が最も多く、1,625 千 t (全発生量の 46%)、次いで、がれき類 888 千 t (25%)、ばいじん 198 千 t (6%)、廃プラスチック類 163 千 t (5%)、家畜ふん尿 146 千 t (4%)、紙くず 110 千 t (3%) の順で、この 6 種類で全体の 89% を占めている。(図 2 - 6 - 8)

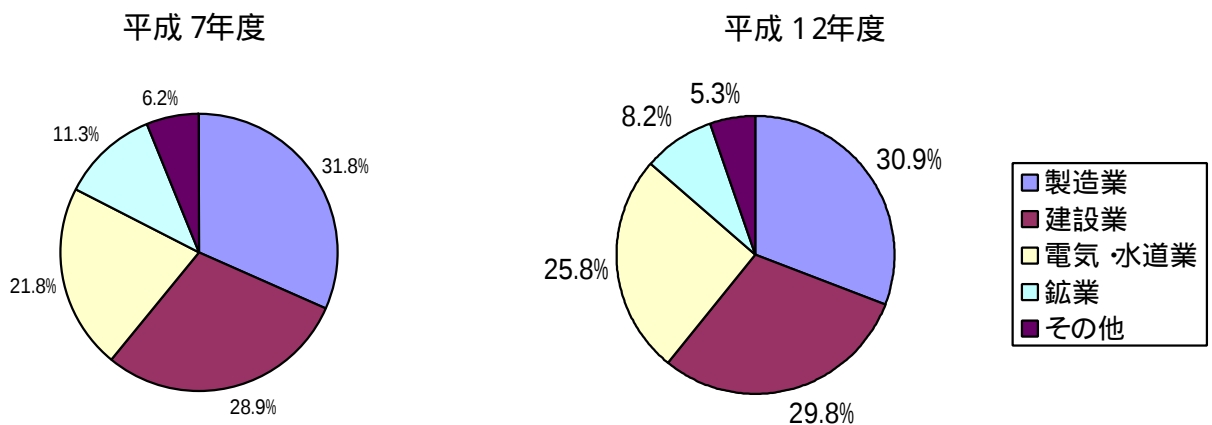
図 2 - 6 - 8 種類別発生量構成比



(3) 業種別発生量

産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が最も多く、1,093 千 t (全発生量の 31%)、次いで、建設業 1,051 千 t (30%)、電気・水道業 910 千 t (26%) の順となっており、この 3 業種で 87% を占めている。(図 2 - 6 - 9)

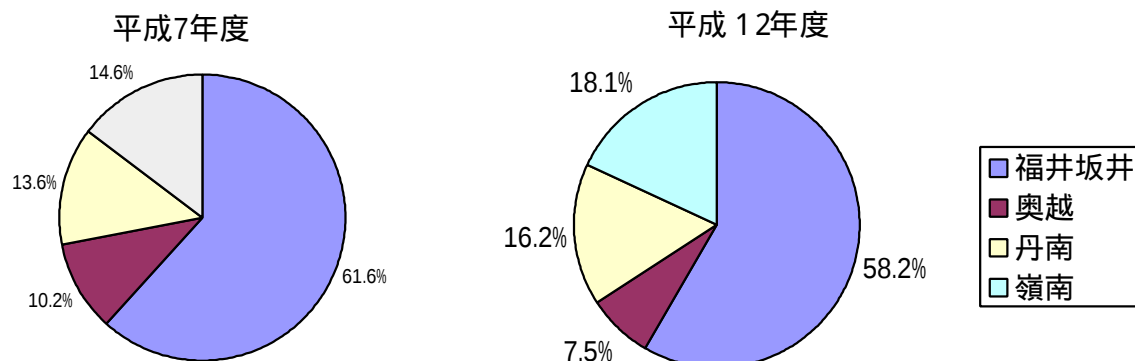
図 2 - 6 - 9 業種別発生量構成比



(4) 地域別発生状況

地域別発生量をみると、福井坂井地域が最も多く、2,054 千 t で全発生量の 58% を占めている。次いで、嶺南地域 638 千 t (18%)、丹南地域 572 千 t (16%)、奥越地域 266 千 t (8%) である。(図 2 - 6 - 10)

図 2 - 6 - 10 地域別発生量構成比



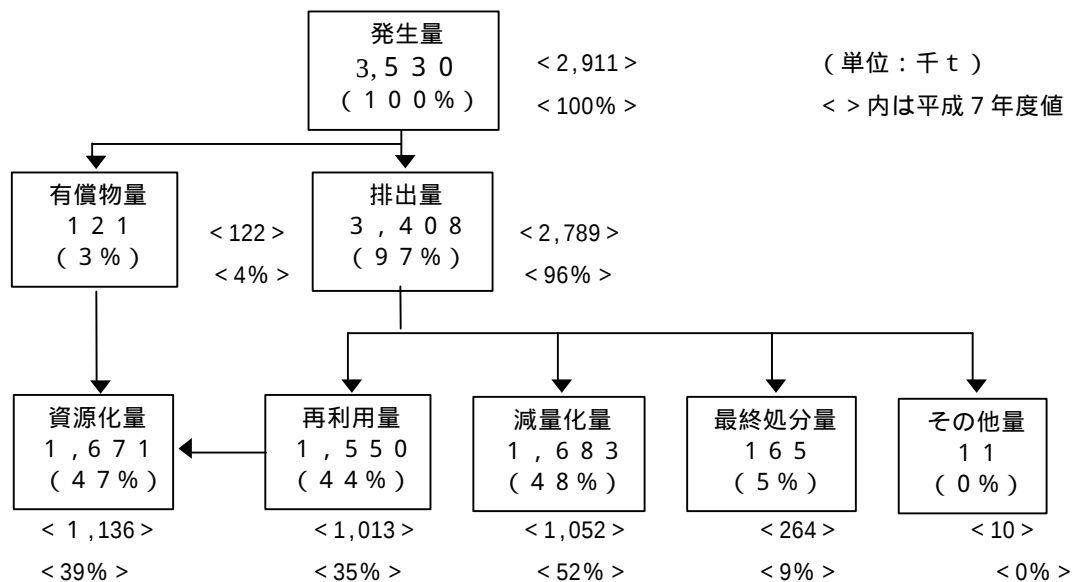
2 処理処分状況

(1) 発生からの処理処分状況

発生量 3,530 千 t の処理処分状況は、リサイクル量 1,671 千 t (47%) 減量化量 1,683 千 t (48%) 最終処分量 165 千 t (5%) 等となっている。(図 2 - 6 - 11)

平成 7 年度と比較すると、再生利用等の資源化が進み、最終処分量が大幅に減少している。

図 2 - 6 - 11 平成 12 年度処理処分状況



(2) 種類別処理状況

汚泥については、1,625 千 t の発生量があるが、83% が減量化され、最終処分量は 1% となっている。

がれき類については、888 千 t のうち、93% がリサイクルされている。

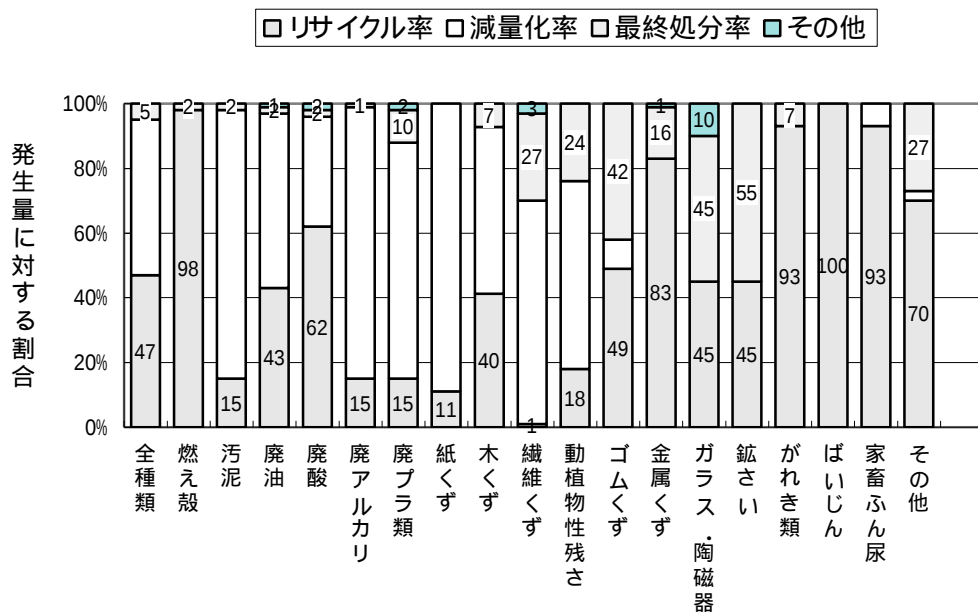
廃プラスチック類では、163 千 t のうち、73% が減量化されている。(図 2 - 6 - 12)

(3) 最終処分状況

最終処分量は、165 千 t で発生量の 5% にあたる。

最終処分量を種類別にみると、燃え殻が 49 千 t（全最終処分量の 30％）で最も多く、次いで、がれき類が 32 千 t（19％）、汚泥が 24 千 t（15％）の順となっている。

図 2 - 6 - 12 種類別処理状況（平成 12 年度）



3 広域移動状況

平成 12 年度の産業廃棄物収集運搬業者の実績報告によると、県外から県内に搬入された産業廃棄物は 171 千 t であり、県内から県外に搬出された産業廃棄物は 343 千 t である。（表 2 - 6 - 13）

表 2 - 6 - 13 平成 12 年度の県内への搬入量および県外への搬出量（単位：千 t）

処分別	県外への搬出量	県内への搬入量
中間処理搬入量	8 5	6 9
再 生	1 0 2	8
安定型埋立	0	9
管理型埋立	1 2	8 5
合計	1 9 9	1 7 1

4 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理は、原則的には排出事業者自ら行わなければならないが、処理業者は、排出事業者から処理の委託を受けて産業廃棄物の処理を適正に行うことにより排出事業者処理責任を補完する役割を担っている。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、平成 14 年 3 月 31 日現在 1,211 件で、これを業の種類別にみると、収集・運搬業(特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む)の許可が 1,055 件で全体の 87%を占めている。（表 2 - 6 - 14）

表 2 - 6 - 14 産業廃棄物処理業許可件数（平成 14 年 3 月 31 日現在）

許可区分	収集運搬	中間処理	最終処分	中間処理・ 最終処分
産業廃棄物	9 3 5	1 3 3	3	7
特別管理 産業廃棄物	1 2 0	1 2	0	1
合 計	1 , 0 5 5	1 4 5	3	8

5 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第 15 条に基づく許可を受けている産業廃棄物処理施設数は、平成 14 年 3 月末現在で 203 施設である。

産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設（污泥、廃油、廃プラスチック、その他）は 71 施設で、全許可施設の 35％を占めている。これらの施設は、廃棄物処理法に基づきダイオキシン削減対策を講じていく必要がある。

また、平成 14 年 3 月現在、埋立て中の産業廃棄物最終処分場は 12 施設であり、そのうち、安定型が 9 施設、管理型が 3 施設である。（表 2 - 6 - 15 , 16）

表 2 - 6 - 15 産業廃棄物処理許可施設設置状況（平成 14 年 3 月 31 日現在）

施設の種類の	許可対象となる処理能力	施設数
污泥の脱水処理施設	10m ³ / 日超	32
污泥の乾燥施設	10m ³ / 日超	1
污泥の焼却施設	5m ³ / 日超、200kg/時以上または火格子面積 2 m ² 以上	8
廃油の油水分離施設	10m ³ / 日超	3
廃油の焼却施設	1m ³ / 日超、200kg/時以上または火格子面積 2 m ² 以上	9
廃酸・廃アルカリの中和施設	50m ³ / 日超	2
廃プラスチックの破碎施設	5 t / 日超	8
廃プラスチックの焼却施設	0.1t/日超または火格子面積 2 m ² 以上	34
木くず又は瓦礫の破碎施設	5 t / 日超	72
シアン分解施設	全て	2
産業廃棄物焼却施設	200kg/時以上または火格子面積 2 m ² 以上	20
最終処分場（安定型）	全て	9
最終処分場（管理型）	全て	3
合 計		203

～ ：中間処理施設 、 ：最終処分場
最終処分場については、埋立完了施設を含まない。

表 2 - 6 - 16 （財）福井県産業廃棄物処理公社の施設概要（平成 14 年 3 月末日現在）

破碎施設		硬質系 1 式（能力 5 t / 時） 軟質系 1 式（能力 1 t / 時）
焼却施設		1 式（能力 5 t / 時）
最終処分場	安定型	面積 94,700 m ² 容積 537,000m ³
	管理型	面積 34,890 m ² 容積 143,100m ³